資料４

ガス導管事業者の２０１８年度収支状況の事後評価について

（趣旨）
一般ガス導管事業者及び特定ガス導管事業者（以下「ガス導管事業者」という。）の２０１８年度収支状況等の事後評価について、１１月２０日に開催された料金審査専門会合において、法令に基づく事後評価を実施したため、その結果を報告するとともに、経済産業大臣及び経済産業局長等への回答について御審議いただく。

主なポイント

１．ガス導管事業者の２０１８年度収支状況の法令に基づく事後評価の結果について

１１月２０日に開催された料金審査専門会合において、ガス導管事業者の２０１８年度収支状況の法令に基づく事後評価（ストック管理・フロー管理）を実施したため、その結果について、資料４―１のとおり報告する。

２．経済産業大臣及び経済産業局長等への回答について

ガス導管事業者の２０１８年度収支状況については、２０１９年１１月１日付にて、経済産業大臣及び各経済産業局長等から本委員会宛てに意見を求められていることから、委員会として次のとおり回答を行うこととしたい。

- 事後評価の対象事業者のうち８社（苫小牧ガス、仙南ガス、東部液化石油、新発田ガス、松本ガス、長南町、妙高市（妙高高原区域）及び魚沼市）については、２０１８年度終了時点での超過利潤累積額が、変更命令の発動基準となる一定水準を超過した。これらの事業者については、期日※までに託送供給約款の料金改定の届出が行われない場合、所管の経済産業局長から変更命令を行うことが適当である。（資料４－２）
  ※２０２０年１月１日：東部液化石油、新発田ガス及び松本ガス
  ２０２０年４月１日：苫小牧ガス、仙南ガス、長南町、妙高市（妙高高原区域）及び魚沼市
- 対象事業者全体の確認結果は別紙（資料４－２別紙）のとおり。

（以上）

（参考）経緯・開催実績

２０１９年１１月　１日　経済産業大臣及び各経済産業局長等から
電力・ガス取引監視等委員会へ意見聴取

１１月　６日　第２４０回電力・ガス取引監視等委員会

１１月２０日　第３８回料金審査専門会合

１１月２５日　第２４３回電力・ガス取引監視等委員会（本日）
（経済産業大臣・経済産業局長等への回答の審議）

経済産業省

資料４－１

ガス導管事業者の２０１８年度収支状況等の事後評価について
～法令に基づく事後評価～

第３８回　料金審査専門会合
事務局提出資料抜粋
（２０１９年１１月２０日）

電力･ガス取引監視等委員会
Electricity and Gas Market Surveillance Commission

本年度の評価の進め方（法令に基づく事後評価）

- 各社の超過利潤累積額について、一定水準額と比較し、変更命令（値下げ命令）の発動基準となる「一定水準額」を超えている事業者を抽出する。
- 上記の事業者について、期日までに料金改定を実施する予定があるか否かを聴取する。
- なお、これらの結果については、次回開催の電力・ガス取引監視等委員会に報告するとともに、それを踏まえて、経済産業大臣及び経済産業局長等からの意見の求めに対する、当委員会の意見を回答する予定。

(参考：2019年11月6日 電力・ガス取引監視等委員会決定)

- 各事業者の託送収支について、公表された収支を踏まえ、各社の超過利潤の状況を把握するとともに、変更命令の対象となる事業者には、今後の料金改定の実施予定を聴取する。

ガス導管事業者の超過利潤の状況①

- 各社の超過利潤累積額について、一定水準額と比較した結果は以下の通り。
- 苫小牧ガス、仙南ガス、東部液化石油、新発田ガス、松本ガス、長南町、妙高市（妙高高原区域）及び魚沼市の８社は、超過利潤累積額が、変更命令の発動基準となる「一定水準額」を超過している。
- それ以外にも、一般ガス導管事業者で４社、特定ガス導管事業者で２社において、一定水準額の2/3を超える超過利潤累積額が発生している。

超過利潤累積額（2018年度末）	一般ガス導管事業者（125社）		特定ガス導管事業者（18社）	
	事業者数（３月決算）	事業者数（３月決算以外）	事業者数（３月決算）	事業者数（３月決算以外）
一定水準額超過	5	3	0	0
一定水準額の2/3～3/3	4	0	2	0
一定水準額の1/3～2/3	7	4	1	0
０～一定水準額の1/3	16	7	4	0
０未満	44	41	10	3

※　各社公表資料（2019年11月18日時点）より作成。また、当該分析結果はガス事業監査による指摘等により、今後変更の可能性がある。
※　複数の地域ごとの託送供給約款料金を定めている一般ガス導管事業者及び特定ガス導管事業者にあっては、当該複数の地域をそれぞれ1社とカウントしているため、事後評価の対象事業者数と表中の事業者数の合計は一致しない。

ガス導管事業者の超過利潤の状況②

- 超過利潤累積額が一定水準額を超過した苫小牧ガス、仙南ガス、東部液化石油、新発田ガス、松本ガス、長南町、妙高市（妙高高原区域）及び魚沼市の８社については、このまま翌事業年度の開始の日※1までに値下げ届出が行われない場合、所管の経済産業局長※2の変更命令の対象となりうる。
- これらの事業者については、期日までに料金改定を実施予定である旨を確認した。
- 以上について、電力・ガス取引監視等委員会から所管の経済産業局長へ速やかに意見回答を行うべきである。

※１　料金改定の実施日の翌々年度に公表された超過利潤累積額管理表において、当期超過利潤累積額が一定水準額を超過している場合、当該超過利潤累積額管理表を公表した日の属する事業年度の翌事業年度の開始の日までに値下げ届出が行われなければ、変更命令が発動される。
- 3社（東部液化石油、新発田ガス及び松本ガス）の翌事業年度の開始の日：2020年1月1日
- 5社（苫小牧ガス、仙南ガス、長南町、妙高市（妙高高原区域）及び魚沼市）の翌事業年度の開始の日：2020年4月1日

※２　経済産業大臣は、ガス事業法の規定による権限の一部を経済産業局長に委任している。(ガス事業法第189条第4項)

＜ガス事業法等に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等（一般ガス導管事業者関連）＞

第二　処分の基準
（２３）　法第５０条第１項の託送供給約款の変更の認可の申請命令
法第５０条第１項の託送供給約款の変更の認可の申請命令については、同項に処分の基準が規定されており、例えば、以下の場合とする。
① ガス事業託送供給収支計算規則に基づき公表した超過利潤累積額管理表において当期超過利潤累積額が一定水準額を超過している場合。ただし、次のいずれかに掲げる場合には、原則として該当しないものとする。
イ　当期超過利潤累積額管理表を公表した日の属する事業年度の開始の日から翌事業年度の開始の日までに、法第４８条第２項において準用する同条第１項又は同条第６項の規定に基づき託送供給約款料金の改定（以下この（２３）において「料金改定」という。）の認可申請又は届出がなされている場合。
ロ　当該超過利潤累積額管理表を公表した日の属する事業年度（以下このロにおいて「基準年度」という。）の翌事業年度の開始の日時点において、基準年度の開始の日より前に実施した料金改定の日から３年を経過していない場合には、当該３年を経過する日までに料金改定の認可申請又は届出がなされている場合（ただし、当該料金改定の実施日の翌々年度に公表された超過利潤累積額管理表において、一定水準を超過している場合は、当該超過利潤累積額管理表を公表した日の属する事業年度の翌事業年度の開始の日までに、料金改定の認可申請又は届出がなされている場合。）。
（中略）

法令に基づく事後評価とりまとめ（案）

- 以上の結果を踏まえ、料金審査専門会合としては、以下の内容でとりまとめ、電力・ガス取引監視等委員会へ報告することとしてよいか。

事後評価の対象事業者のうち８社（苫小牧ガス、仙南ガス、東部液化石油、新発田ガス、松本ガス、長南町、妙高市（妙高高原区域）及び魚沼市）については、２０１８年度終了時点での超過利潤累積額が、変更命令の発動基準となる一定水準を超過した。これらの事業者については、期日※までに託送供給約款の料金改定の届出が行われない場合、所管の経済産業局長から変更命令を行うことが適当である。

※２０２０年１月１日：東部液化石油、新発田ガス及び松本ガス
２０２０年４月１日：苫小牧ガス、仙南ガス、長南町、妙高市（妙高高原区域）及び魚沼市

（参考）ガス導管事業に係るストック管理とフロー管理

- ２０１８年度託送収支にて一定水準額を超過した場合、原則として、翌事業年度の開始の日までに料金改定の届出が行われない場合には、変更命令が発動される。

<ストック管理方式>

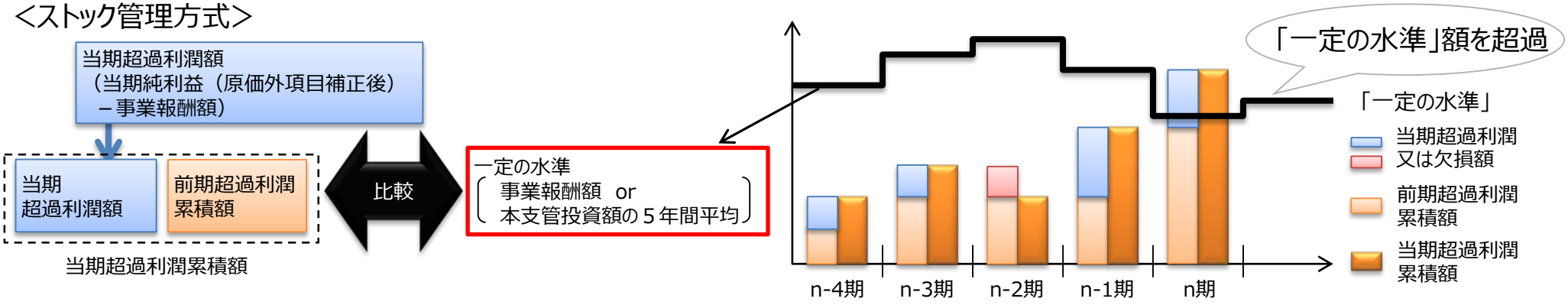

当期超過利潤累積額が、「一定の水準」額を超過した場合、経済産業大臣が託送供給約款の**変更命令を発動**（※1）

（※1） ｎ年度の当期超過利潤累積額が一定の水準額を超過した場合は、ｎ＋２年度の開始日までに値下げ届出が行われなければ変更命令を発動。
ただし、直近の料金改定から３年を経過していない場合は、当該３年を経過する日までに値下げ届出が行われていなければ変更命令を発動（ｎ＋１年度にも一定水準を超過した場合を除く）。

<フロー管理方式>

【ＳＴＥＰ１】 乖離率の確認
想定単価と実績単価を比較した乖離率を確認し、これが一定の比率を超えている場合にはＳＴＥＰ２へ

【ＳＴＥＰ２】 事業者による説明
現行の託送料金の水準維持の妥当性に関して事業者に対して説明を求め、合理性が認められないと国が判断した場合にはＳＴＥＰ３へ

【ＳＴＥＰ３】 託送料金の値下げ要請
一定の乖離率（マイナス５％）を超えた事業年度の翌々事業年度の開始日までに自主的な値下げ届出がなされない場合には、変更命令を発動（※2）

変更命令の発動

（※2）原価算定期間（原則３年）が終了していない事業者は、乖離率計算書を作成しない。

（参考）ガスの託送収支における「一定水準額」について

- ガス事業託送供給収支計算規則において、「一定水準額」は、一般ガス導管事業者又は特定ガス導管事業者の実情に応じて、本支管投資額の直近５年平均額又は託送資産の期首期末平均（又は期央残高）に事業報酬率を乗じて得た額のいずれかの額とすると規定されている。

総合資源エネルギー調査会都市熱エネルギー部会中間とりまとめ（２０１１年２月）

Ⅰ 託送供給制度
３．託送供給約款変更命令発動基準の見直し
（２）変更命令発動基準（トリガー要件）の明確化

（中略）

「一定の水準」については、基本的には、例えば、毎期の託送供給関連設備投資額のうち本支管投資額の過去５年平均の値（以下「託送投資額相当」という。）とすることが考えられる。これにより、託送供給実施者の積極的な設備投資が期待され、輸送導管等インフラ整備の促進（「設備投資インセンティブ」の確保）につながるものと考えられる。

（中略）

なお、「一定の水準」に設備投資インセンティブを求める際には、インフラ整備の促進効果を期待する一方で、過剰な設備投資を招かないよう配慮することが必要であり、託送供給実施者が当面の導管設備投資計画を有していないときにまで「一定の水準」を託送投資額相当とした場合には、当該託送供給実施者は過剰な設備投資を行うことも否定できず、結果として資産の最適利用を阻害することとなる。こうした場合には、例えば、「一定の水準」を事業報酬額相当（例えば、期末の固定資産帳簿価額に事業報酬率を乗じたもの）とすることができることとすることが適当である。

資料４－２

（案の１）

官　　印　　省　　略
番　　　　　　号
年　　月　　日

経済産業大臣　宛て

電力・ガス取引監視等委員会委員長

一般ガス導管事業者及び特定ガス導管事業者の収支状況の事後評価について（回答）

令和元年１１月１日付け２０１９０９１８資第２号により貴職から当委員会に意見を求められた一般ガス導管事業者及び特定ガス導管事業者の平成３０年度の収支状況について、確認結果は別紙のとおりです。

下記の対象事業者については、平成３０年度終了時点で当期超過利潤累積額が一定水準を超過した事業者または乖離率が一定の比率を超過した事業者はなかったため、ガス事業法等に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等について（平成１２・０９・２８資第８号）Ⅰ第２（２３）及び（３９）⑤に照らし、託送供給約款の変更を命ずることが必要とは認められませんでした。

記

（対象事業者）

・東京瓦斯株式会社	法人番号 6010401020516
・大阪瓦斯株式会社	法人番号 3120001077601
・東邦瓦斯株式会社	法人番号 2180001022387
・西部瓦斯株式会社	法人番号 6290001014048
・東部瓦斯株式会社	法人番号 3010001051798
・国際石油開発帝石株式会社	法人番号 7010401078520
・石油資源開発株式会社	法人番号 3010001108219
・静浜パイプライン株式会社	法人番号 8080001011618
・株式会社ＪＥＲＡ	法人番号 6010001167617

（案の２）

官　　印　　省　　略
番　　　　　　号
年　　　月　　　日

北海道経済産業局長　宛て

電力・ガス取引監視等委員会委員長

一般ガス導管事業者及び特定ガス導管事業者の収支状況の事後評価について（回答）

令和元年１１月１日付け２０１９１０２９北海道第１号により貴職から当委員会に意見を求められた一般ガス導管事業者及び特定ガス導管事業者の平成３０年度の収支状況について、確認結果は別紙のとおりです。

下記の対象事業者のうち、苫小牧ガス株式会社については、平成３０年度終了時点で当期超過利潤累積額が一定水準を超過しました。当該事業者からは、期日までに託送供給約款の料金改定の届出を行う予定との方針を聴取していますが、このまま令和２年４月１日までに届出が行われない場合、ガス事業法等に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等について（平成１２・０９・２８資第８号）Ⅰ第２（２３）に照らし、託送供給約款の変更を命ずることが適当であると認められます。

これ以外の事業者については、平成３０年度終了時点で当期超過利潤累積額が一定水準を超過した事業者または乖離率が一定の比率を超過した事業者はありませんでした。

記

（対象事業者）

・北海道瓦斯株式会社　　法人番号 5430001021815
・旭川ガス株式会社　　法人番号 1450001000317
・釧路ガス株式会社　　法人番号 1460001000398
・室蘭ガス株式会社　　法人番号 3430001057118

・苫小牧ガス株式会社　　法人番号 3430001053447
・エア・ウォーター株式会社　　法人番号 1430001009475
・釧路エルエヌジー株式会社　　法人番号 2460001005223

（案の３）

官　　印　　省　　略
番　　　　　　号
年　　月　　日

東北経済産業局長　宛て

電力・ガス取引監視等委員会委員長

一般ガス導管事業者及び特定ガス導管事業者の収支状況の事後評価について（回答）

令和元年１１月１日付け２０１９１０３１東北第１７号により貴職から当委員会に意見を求められた一般ガス導管事業者及び特定ガス導管事業者の平成３０年度の収支状況について、確認結果は別紙のとおりです。

下記の対象事業者のうち、仙南ガス株式会社については、平成３０年度終了時点で当期超過利潤累積額が一定水準を超過しました。当該事業者からは、期日までに託送供給約款の料金改定の届出を行う予定との方針を聴取していますが、このまま令和２年４月１日までに届出が行われない場合、ガス事業法等に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等について（平成１２・０９・２８資第８号）Ⅰ第２（２３）に照らし、託送供給約款の変更を命ずることが適当であると認められます。

これ以外の事業者については、平成３０年度終了時点で当期超過利潤累積額が一定水準を超過した事業者または乖離率が一定の比率を超過した事業者はありませんでした。

記

（対象事業者）

・八戸ガス株式会社	法人番号 6420001006394
・塩釜ガス株式会社	法人番号 6370601000348
・仙南ガス株式会社	法人番号 7370101000129
・のしろエネルギーサービス株式会社	法人番号 9410001007498

・山形ガス株式会社　法人番号 2390001001956
・酒田天然瓦斯株式会社　法人番号 7390001006240
・庄内中部ガス株式会社　法人番号 2390001008092
・福島ガス株式会社　法人番号 6380001001400
・由利本荘市　法人番号 5000020052108
・男鹿市企業局　法人番号 2000020052060
・仙台市ガス局　法人番号 8000020041009
・庄内町企業課　法人番号 9000020064289
・ＪＸエルエヌジーサービス株式会社　法人番号 3420001013451

（案の４）

官　　印　　省　　略
番　　　　　　号
年　　月　　日

関東経済産業局長　宛て

電力・ガス取引監視等委員会委員長

一般ガス導管事業者及び特定ガス導管事業者の収支状況の事後評価について（回答）

令和元年１１月１日付け２０１９１０２３関東第６４号により貴職から当委員会に意見を求められた一般ガス導管事業者及び特定ガス導管事業者の平成３０年度の収支状況について、確認結果は別紙のとおりです。

下記の対象事業者のうち、東部液化石油株式会社、新発田ガス株式会社、松本ガス株式会社、長南町、妙高市（妙高高原区域）及び魚沼市については、平成３０年度終了時点で当期超過利潤累積額が一定水準を超過しました。当該事業者からは、期日までに託送供給約款の料金改定の届出を行う予定との方針を聴取していますが、東部液化石油株式会社、新発田ガス株式会社及び松本ガス株式会社については、このまま令和２年１月１日までに、長南町、妙高市（妙高高原区域）及び魚沼市については、このまま令和２年４月１日までに届出が行われない場合、ガス事業法等に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等について（平成１２・０９・２８資第８号）Ⅰ第２（２３）に照らし、託送供給約款の変更を命ずることが適当であると認められます。

これ以外の事業者については、平成３０年度終了時点で当期超過利潤累積額が一定水準を超過した事業者または乖離率が一定の比率を超過した事業者はありませんでした。

記

（対象事業者）

・東部液化石油株式会社　　法人番号1010001051800

・足利ガス株式会社　法人番号4060001018230
・佐野瓦斯株式会社　法人番号2060001020353
・栃木ガス株式会社　法人番号1060001016501
・北日本ガス株式会社　法人番号9060001014092
・桐生瓦斯株式会社　法人番号3070001015806
・館林瓦斯株式会社　法人番号4070001021811
・伊勢崎ガス株式会社　法人番号7070001013070
・太田都市ガス株式会社　法人番号3070001018858
・武州瓦斯株式会社　法人番号7030001055496
・埼玉ガス株式会社　法人番号3030001086330
・東彩ガス株式会社　法人番号8030001051263
・大東ガス株式会社　法人番号3030001056382
・西武ガス株式会社　法人番号8030001089452
・本庄ガス株式会社　法人番号2030001060385
・武蔵野瓦斯株式会社　法人番号5030001026664
・角栄ガス株式会社　法人番号9011001005458
・新日本瓦斯株式会社　法人番号2030001062019
・鷲宮ガス株式会社　法人番号6030001031267
・日高都市ガス株式会社　法人番号7030001089817
・幸手都市ガス株式会社　法人番号7030001031423
・入間ガス株式会社　法人番号5030001026755
・坂戸ガス株式会社　法人番号6030001068771
・松栄ガス株式会社　法人番号2030001071044
・伊奈都市ガス株式会社　法人番号1030001042293
・堀川産業株式会社　法人番号1030001035561
・京葉瓦斯株式会社　法人番号8040001026108
・大多喜ガス株式会社　法人番号3040001059104
・野田ガス株式会社　法人番号6040001071428
・東日本ガス株式会社　法人番号6040001066700
・京和ガス株式会社　法人番号9040001038011
・日本瓦斯株式会社　法人番号9010001061924
・青梅ガス株式会社　法人番号2013101003471
・武陽ガス株式会社　法人番号3013101000328
・昭島ガス株式会社　法人番号8012801001829
・小田原瓦斯株式会社　法人番号4021001032398
・秦野瓦斯株式会社　法人番号7021001022743
・厚木瓦斯株式会社　法人番号3021001019215

・湯河原瓦斯株式会社　法人番号1021001032054
・北陸瓦斯株式会社　法人番号5110001004983
・新発田ガス株式会社　法人番号5110001012623
・越後天然ガス株式会社　法人番号4110001008110
・蒲原瓦斯株式会社　法人番号5110001008233
・栄ガス消費生活協同組合　法人番号8110005005620
・白根瓦斯株式会社　法人番号3110001015660
・吉田瓦斯株式会社　法人番号4090001010259
・東京ガス山梨株式会社　法人番号2090001001128
・松本ガス株式会社　法人番号8100001014056
・上田ガス株式会社　法人番号9100001009559
・諏訪瓦斯株式会社　法人番号1100001018402
・長野都市ガス株式会社　法人番号3100001004887
・静岡ガス株式会社　法人番号4080001002686
・熱海瓦斯株式会社　法人番号5080101012519
・御殿場ガス株式会社　法人番号8080101004050
・東海ガス株式会社　法人番号6080001015050
・島田瓦斯株式会社　法人番号8080001013060
・中遠ガス株式会社　法人番号9080401014392
・袋井ガス株式会社　法人番号5080401017309
・フジオックス株式会社　法人番号7011501008490
・東金市　法人番号7000020122131
・習志野市　法人番号6000020122165
・白子町　法人番号1000020124249
・大網白里市　法人番号8000020122394
・九十九里町　法人番号8000020124036
・長南町　法人番号1000020124273
・上越市　法人番号9000020152226
・見附市　法人番号8000020152111
・妙高市　法人番号6000020152170
・小千谷市　法人番号4000020152081
・魚沼市　法人番号8000020152251
・糸魚川市　法人番号7000020152161
・南富士パイプライン株式会社　法人番号7010001136100
・日本海洋石油資源開発株式会社　法人番号9010401054809
・川崎ガスパイプライン株式会社　法人番号7010001034774
・ガスネットワーク吉田株式会社　法人番号2080001011656

（案の５）

官　　印　　省　　略
番　　　　　　号
年　　月　　日

中部経済産業局長　宛て

電力・ガス取引監視等委員会委員長

一般ガス導管事業者及び特定ガス導管事業者の収支状況の事後評価について（回答）

令和元年１１月１日付け２０１９１０２９中部第６号により貴職から当委員会に意見を求められた一般ガス導管事業者及び特定ガス導管事業者の平成３０年度の収支状況について、確認結果は別紙のとおりです。

下記の対象事業者については、平成３０年度終了時点で当期超過利潤累積額が一定水準を超過した事業者または乖離率が一定の比率を超過した事業者はなかったため、ガス事業法等に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等について（平成１２・０９・２８資第８号）Ⅰ第２（２３）及び（３９）⑤に照らし、託送供給約款の変更を命ずることが必要とは認められませんでした。

記

（対象事業者）

・中部瓦斯株式会社	法人番号 7180301006250
・犬山瓦斯株式会社	法人番号 9180001080718
・津島瓦斯株式会社	法人番号 2180001096522
・大垣ガス株式会社	法人番号 1200001013368
・中部電力株式会社	法人番号 3180001017428

（案の６）

官　　印　　省　　略
番　　　　　　号
年　　月　　日

中部経済産業局長　宛て

電力・ガス取引監視等委員会委員長

一般ガス導管事業者の収支状況の事後評価について（回答）

令和元年１１月１日付け２０１９１００１北陸第１号により貴職から当委員会に意見を求められた一般ガス導管事業者の平成３０年度の収支状況について、確認結果は別紙のとおりです。

下記の対象事業者については、平成３０年度終了時点で当期超過利潤累積額が一定水準を超過した事業者または乖離率が一定の比率を超過した事業者はなかったため、ガス事業法等に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等について（平成１２・０９・２８資第８号）Ⅰ第２（２３）に照らし、託送供給約款の変更を命ずることが必要とは認められませんでした。

記

（対象事業者）

・日本海ガス株式会社　　法人番号 2230001002284
・高岡ガス株式会社　　法人番号 2230001010411

（案の７）

官　　印　　省　　略
番　　　　　　号
年　　月　　日

近畿経済産業局長　宛て

電力・ガス取引監視等委員会委員長

一般ガス導管事業者の収支状況の事後評価について（回答）

令和元年１１月１日付け２０１９１０２３近畿第１１５号により貴職から当委員会に意見を求められた一般ガス導管事業者の平成３０年度の収支状況について、確認結果は別紙のとおりです。

下記の対象事業者については、平成３０年度終了時点で当期超過利潤累積額が一定水準を超過した事業者または乖離率が一定の比率を超過した事業者はなかったため、ガス事業法等に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等について（平成１２・０９・２８資第８号）Ⅰ第２（２３）に照らし、託送供給約款の変更を命ずることが必要とは認められませんでした。

記

（対象事業者）

・甲賀協同ガス株式会社	法人番号6160001005068
・河内長野ガス株式会社	法人番号2120101033546
・伊丹産業株式会社	法人番号5140001077993
・大和ガス株式会社	法人番号2150001013744
・桜井ガス株式会社	法人番号9150001009315
・株式会社大武	法人番号3150001012489
・大津市	法人番号9000020252018

（案の８）

官　　印　　省　　略
番　　　　　　号
年　　月　　日

中国経済産業局長　宛て

電力・ガス取引監視等委員会委員長

一般ガス導管事業者及び特定ガス導管事業者の収支状況の事後評価について（回答）

令和元年１１月１日付け２０１９０９２７中国第３１号により貴職から当委員会に意見を求められた一般ガス導管事業者及び特定ガス導管事業者の平成３０年度の収支状況について、確認結果は別紙のとおりです。

下記の対象事業者については、平成３０年度終了時点で当期超過利潤累積額が一定水準を超過した事業者または乖離率が一定の比率を超過した事業者はなかったため、ガス事業法等に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等について（平成１２・０９・２８資第８号）Ⅰ第２（２３）及び（４０）⑤に照らし、託送供給約款の変更及び託送供給に係る料金その他の供給条件の変更を命ずることが必要とは認められませんでした。

記

（対象事業者）

・岡山ガス株式会社　　法人番号 5260001001009
・水島瓦斯株式会社　　法人番号 2260001014888
・広島ガス株式会社　　法人番号 2240001009205
・福山瓦斯株式会社　　法人番号 5240001032666
・山口合同ガス株式会社　　法人番号 6250001006503
・瀬戸内パイプライン株式会社　　法人番号 8240001015759
・水島エルエヌジー株式会社　　法人番号 9260001015302

（案の９）

官　　印　　省　　略
番　　　　　　号
年　　月　　日

四国経済産業局長　宛て

電力・ガス取引監視等委員会委員長

一般ガス導管事業者の収支状況の事後評価について（回答）

令和元年１１月１日付け２０１９１０１０四国第１号により貴職から当委員会に意見を求められた一般ガス導管事業者の平成３０年度の収支状況について、確認結果は別紙のとおりです。

下記の対象事業者については、平成３０年度終了時点で当期超過利潤累積額が一定水準を超過した事業者または乖離率が一定の比率を超過した事業者はなかったため、ガス事業法等に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等について（平成１２・０９・２８資第８号）Ⅰ第２（２３）に照らし、託送供給約款の変更を命ずることが必要とは認められませんでした。

記

（対象事業者）

・四国ガス株式会社　　法人番号　4500001011652

（案の１０）

官　　印　　省　　略
番　　　　　　号
年　　　月　　　日

九州経済産業局長　宛て

電力・ガス取引監視等委員会委員長

一般ガス導管事業者及び特定ガス導管事業者の収支状況の事後評価について（回答）

令和元年１１月１日付け２０１９０９３０九州第１５号により貴職から当委員会に意見を求められた一般ガス導管事業者及び特定ガス導管事業者の平成３０年度の収支状況について、確認結果は別紙のとおりです。

下記の対象事業者については、平成３０年度終了時点で当期超過利潤累積額が一定水準を超過した事業者または乖離率が一定の比率を超過した事業者はなかったため、ガス事業法等に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等について（平成１２・０９・２８資第８号）Ⅰ第２（２３）及び（３９）⑤に照らし、託送供給約款の変更を命ずることが必要とは認められませんでした。

記

（対象事業者）

・大牟田瓦斯株式会社	法人番号 7290001053730
・筑紫ガス株式会社	法人番号 2290001040907
・高松ガス株式会社	法人番号 5290801011286
・久留米ガス株式会社	法人番号 7290001051593
・鳥栖ガス株式会社	法人番号 4300001006251
・佐賀ガス株式会社	法人番号 5300001003512
・九州ガス株式会社	法人番号 3310001007919
・大分瓦斯株式会社	法人番号 1320001006228
・宮崎瓦斯株式会社	法人番号 5350001001692

・日本瓦斯株式会社　　法人番号 4340001003385
・加治木瓦斯株式会社　　法人番号 7340001007846
・国分隼人ガス株式会社　　法人番号 6340001007244
・九州ガス圧送株式会社　　法人番号 2290001025908
・三愛石油株式会社　　法人番号 2010701003604
・筑後ガス圧送株式会社　　法人番号 8290001059157

（案の１１）

官　　印　　省　　略
番　　　　　　号
年　　　月　　　日

内閣府沖縄総合事務局長　宛て

電力・ガス取引監視等委員会委員長

一般ガス導管事業者の収支状況の事後評価について（回答）

令和元年１１月１日付け府経石ガ第５５号により貴職から当委員会に意見を求められた一般ガス導管事業者の平成３０年度の収支状況について、確認結果は別紙のとおりです。

下記の対象事業者については、平成３０年度終了時点で当期超過利潤累積額が一定水準を超過した事業者または乖離率が一定の比率を超過した事業者はなかったため、ガス事業法等に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等について（平成１２・０９・２８資第８号）Ⅰ第２（２３）に照らし、託送供給約款の変更を命ずることが必要とは認められませんでした。

記

（対象事業者）
・沖縄ガス株式会社　　法人番号 6360001000288

資料４－２別紙

２０１８年度託送収支の結果について

（単位：千円）

事業者名	営業収益	営業費用	営業利益又は損失	当期純利益又は純損失	当期超過利潤累積額又は累積欠損額	一定水準額	一定水準超過額	乖離率(%)
１．本省所管								
（１）4月1日を始期とする事業年度の事業者								
東京ガス								
東京ガス（東京地区等）	288,707,490	276,127,167	12,580,323	8,890,245	4,905,442	75,166,352	0	-
東京ガス（群馬地区）	6,989,337	7,283,753	▲ 294,416	▲ 370,622	▲ 409,349	1,892,958	0	-
東京ガス（四街道１２Ａ地区）	516,778	587,251	▲ 70,473	▲ 84,800	▲ 89,836	121,542	0	-
東邦ガス	75,428,958	69,442,960	5,985,997	7,044,152	2,185,392	19,954,071	0	-
大阪ガス	198,825,522	179,946,668	18,878,854	13,811,652	21,278	25,481,944	0	-
西部ガス	25,668,797	24,477,949	1,190,848	748,481	▲ 918,543	7,356,730	0	-
国際石油開発帝石	＊＊＊	＊＊＊	3,831,424	3,831,424	▲ 15,915,083	11,915,527	0	-
石油資源開発	＊＊＊	＊＊＊	1,744,411	1,786,157	▲ 829,138	2,209,272	0	-
東京電力フュエル＆パワー（現ＪＥＲＡ）	＊＊＊	＊＊＊	＊＊＊	＊＊＊	＊＊＊	1,267,248	＊＊＊	75.1%
（２）4月1日をまたぐ事業年度の事業者								
東部ガス	8,142,764	7,460,159	682,605	556,981	▲ 198,970	2,672,383	0	-
静浜パイプライン	3,168,836	3,037,340	131,495	▲ 154,371	▲ 718,551	443,394	0	-

※「＊＊＊」：ガス事業託送供給収支計算規則第9条及び第11条の規定により公表されていない。

２０１８年度託送収支の結果について

（単位：千円）

事業者名	営業収益	営業費用	営業利益 又は損失	当期純利益 又は純損失	当期超過利潤累積額又は累積欠損額	一定水準額	一定水準 超過額	乖離率(%)
２．北海道局所管								
（１）4月1日を始期とする事業年度の事業者								
北海道ガス	17,359,611	15,711,661	1,647,950	1,475,054	1,183,497	4,490,101	0	-
旭川ガス（江別地区）	642,390	564,163	78,227	91,434	19,619	272,336	0	-
釧路ガス	1,581,964	1,543,106	38,858	34,471	▲ 114,574	504,571	0	-
室蘭ガス	573,223	556,489	16,734	▲ 10,091	▲ 61,043	241,341	0	-
苫小牧ガス	1,178,090	890,321	287,769	294,839	358,380	249,796	108,584	-
北海道ガス	175,013	173,746	1,267	▲ 139	1,897	33,094	0	-
釧路エルエヌジー	＊＊＊	＊＊＊	▲ 34,299	▲ 34,300	▲ 35,173	2,182	0	-
エア・ウォーター	137,061	141,685	▲ 4,624	▲ 4,624	▲ 77,390	8,658	0	-

※「＊＊＊」：ガス事業託送供給収支計算規則第9条及び第11条の規定により公表されていない。

２０１８年度託送収支の結果について

（単位：千円）

事業者名	営業収益	営業費用	営業利益又は損失	当期純利益又は純損失	当期超過利潤累積額又は累積欠損額	一定水準額	一定水準超過額	乖離率(%)
3．東北局所管								
（1）4月1日を始期とする事業年度の事業者								
仙南ガス	101,407	81,380	20,027	19,318	21,362	7,235	14,127	-
のしろエネルギーサービス	57,824	57,171	653	▲ 107	▲ 279	1,014	0	-
庄内中部ガス	162,654	126,393	36,261	34,604	31,667	35,000	0	-
仙台市	9,277,925	8,244,098	1,033,827	704,634	247,240	1,904,148	0	-
由利本荘市	412,545	350,243	62,302	83,304	61,849	128,002	0	-
男鹿市	(議会承認後に公表予定)							-
庄内町	145,980	151,602	▲ 5,622	▲ 4,926	▲ 21,070	13,002	0	-
ＪＸエルエヌジーサービス	＊＊＊	＊＊＊	▲ 6,022	▲ 6,086	▲ 6,526	1,392	0	-
（2）4月1日をまたぐ事業年度の事業者								
八戸ガス	523,071	516,049	7,022	2,464	▲ 149,255	50,903	0	-
塩釜ガス	352,022	340,052	11,970	18,545	▲ 22,482	93,135	0	-
山形ガス	913,849	949,237	▲ 35,388	▲ 29,084	▲ 145,553	236,747	0	-
酒田天然瓦斯	318,313	348,323	▲ 30,010	▲ 32,440	▲ 131,721	114,556	0	-
福島ガス	1,773,849	1,695,616	78,233	60,352	▲ 80,868	447,200	0	-

※「＊＊＊」：ガス事業託送供給収支計算規則第9条及び第11条の規定により公表されていない。

２０１８年度託送収支の結果について

（単位：千円）

事業者名	営業収益	営業費用	営業利益 又は損失	当期純利益 又は純損失	当期超過利潤累積額又は累積欠損額	一定水準額	一定水準 超過額	乖離率(%)
４．関東局所管								
（１）4月1日を始期とする事業年度の事業者								
栃木ガス	225,260	208,471	16,789	16,853	12,982	69,007	0	-
北日本ガス	2,338,739	1,791,725	547,014	532,963	450,657	552,132	0	-
武州瓦斯	11,439,713	10,970,856	468,857	520,788	▲ 256,938	3,469,043	0	-
東彩ガス	6,325,502	5,609,839	715,663	722,658	531,135	2,173,731	0	-
大東ガス	3,799,893	4,125,964	▲ 326,071	▲ 283,145	▲ 1,001,645	1,379,581	0	-
西武ガス	502,301	531,792	▲ 29,491	▲ 28,092	▲ 79,406	151,130	0	-
新日本瓦斯	3,915,737	3,600,389	315,348	318,361	318,438	1,031,690	0	-
鷲宮ガス	523,760	544,875	▲ 21,115	▲ 19,842	▲ 72,972	156,948	0	-
日高都市ガス	467,819	454,890	12,929	8,673	5,009	92,135	0	-
坂戸ガス	1,450,745	1,382,483	68,262	85,739	▲ 4,335	386,623	0	-
松栄ガス	578,006	475,171	102,835	102,882	104,616	150,358	0	-
東日本ガス	2,970,906	2,464,463	506,443	511,067	498,892	809,494	0	-

２０１８年度託送収支の結果について

（単位：千円）

事業者名	営業収益	営業費用	営業利益又は損失	当期純利益又は純損失	当期超過利潤累積額又は累積欠損額	一定水準額	一定水準超過額	乖離率(%)
日本瓦斯								
日本瓦斯株式会社（南平台・初山地区）	5,282	7,015	▲ 1,733	▲ 2,329	▲ 6,337	0	0	-
日本瓦斯株式会社（我孫子地区）	25,405	27,947	▲ 2,542	▲ 4,465	▲ 6,212	200	0	-
日本瓦斯株式会社（蓮田・白岡地区）	24,081	31,284	▲ 7,203	▲ 8,990	▲ 18,383	3,816	0	-
日本瓦斯株式会社（富里・成田地区）	46,436	45,700	736	▲ 3,496	▲ 6,212	180	0	-
日本瓦斯株式会社（真岡地区）	103,690	116,064	▲ 12,374	▲ 17,488	▲ 27,465	38,407	0	-
日本瓦斯株式会社（もえぎ野地区）	4,906	10,988	▲ 6,082	▲ 6,442	▲ 11,093	0	0	-
小田原瓦斯	2,201,535	2,008,330	193,205	195,342	199,901	421,400	0	-
北陸瓦斯								
北陸瓦斯（新潟・長岡・三条地区）	12,130,069	11,626,393	503,676	583,982	▲ 296,390	3,180,128	0	-
北陸瓦斯（柏崎地区）	1,602,185	2,138,209	▲ 536,024	▲ 514,542	▲ 781,524	492,322	0	-
蒲原瓦斯	1,472,716	1,817,306	▲ 344,590	▲ 339,562	▲ 665,639	428,624	0	-
栄ガス消費生活協同組合	150,355	135,570	14,785	14,893	6,619	28,238	0	-
白根瓦斯	1,414,465	1,435,247	▲ 20,783	▲ 20,820	▲ 190,542	201,520	0	-
東京ガス山梨	1,826,004	1,903,205	▲ 77,201	▲ 68,514	▲ 199,514	377,029	0	-
上田ガス	1,689,843	1,696,011	▲ 6,168	52,837	▲ 70,929	449,246	0	-
長野都市ガス	6,169,490	5,978,353	191,137	195,466	▲ 4,910	1,171,529	0	-

２０１８年度託送収支の結果について

（単位：千円）

事業者名	営業収益	営業費用	営業利益又は損失	当期純利益又は純損失	当期超過利潤累積額又は累積欠損額	一定水準額	一定水準超過額	乖離率(%)
フジオックス	11,836	20,044	▲ 8,208	▲ 8,198	▲ 35,274	23,671	0	-
東金市	(議会承認後に公表予定)							
習志野市	(議会承認後に公表予定)							
白子町	134,686	116,343	18,343	17,196	14,252	15,029	0	-
大網白里市	236,379	229,456	6,923	7,457	▲ 12,023	85,916	0	-
九十九里町	163,486	182,357	▲ 18,871	▲ 18,670	▲ 47,411	22,111	0	-
長南町	398,558	253,223	145,335	142,059	236,189	160,211	75,978	-
上越市	3,428,566	2,993,456	435,110	393,113	448,888	819,607	0	-
見附市	503,815	539,499	▲ 35,684	▲ 21,414	▲ 104,905	233,537	0	-
妙高市								
妙高市（新井区域）	225,798	258,476	▲ 32,678	▲ 36,088	▲ 70,031	27,106	0	-
妙高市（妙高高原区域）	143,114	118,500	24,614	19,438	43,809	30,217	13,592	-
小千谷市	669,802	561,356	108,446	109,239	159,084	166,948	0	-
魚沼市	617,959	341,172	276,787	270,963	466,989	116,754	350,235	-
糸魚川市	494,896	536,649	▲ 41,753	▲ 46,811	▲ 161,509	81,110	0	-
川崎ガスパイプライン	449,017	388,439	60,578	63,161	0	18,401	0	-

２０１８年度託送収支の結果について

（単位：千円）

事業者名	営業収益	営業費用	営業利益 又は損失	当期純利益 又は純損失	当期超過利潤累積額又は累積欠損額	一定水準額	一定水準 超過額	乖離率(%)
（2）4月1日をまたぐ事業年度の事業者								
昭島ガス	1,273,691	1,497,663	▲ 223,972	▲ 218,699	▲ 589,456	559,478	0	-
武陽ガス	1,633,353	1,634,300	▲ 947	300	▲ 197,279	746,426	0	-
東部液化石油	10,140	8,769	1,371	991	1,132	0	1,132	-
足利ガス	1,787,241	1,872,294	▲ 85,053	▲ 94,443	▲ 272,074	393,477	0	-
佐野瓦斯	745,767	737,737	8,030	▲ 1,916	9,948	259,178	0	-
桐生瓦斯	1,535,679	1,618,341	▲ 82,662	▲ 88,640	▲ 231,367	366,600	0	-
館林瓦斯	979,513	966,002	13,511	29,662	▲ 1,907	246,320	0	-
伊勢崎ガス	1,323,910	1,359,349	▲ 35,439	▲ 44,450	▲ 149,058	308,790	0	-
太田都市ガス	2,469,605	2,443,192	26,413	22,129	▲ 90,553	422,926	0	-
埼玉ガス	503,562	494,349	9,213	▲ 22,365	▲ 37,262	111,811	0	-
本庄ガス	1,004,416	1,007,881	▲ 3,465	▲ 14,549	▲ 66,956	159,868	0	-
武蔵野瓦斯	196,658	297,633	▲ 100,975	▲ 137,744	▲ 221,747	54,600	0	-
角栄ガス	584,721	653,582	▲ 68,861	▲ 64,753	▲ 202,315	127,863	0	-
幸手都市ガス	596,285	566,750	29,535	26,803	▲ 24,373	138,920	0	-
入間ガス	1,460,797	1,316,537	144,260	▲ 35,355	115,547	279,020	0	-
京葉瓦斯	23,785,490	23,772,779	12,711	87,219	▲ 764,956	5,161,916	0	-

２０１８年度託送収支の結果について

（単位：千円）

事業者名	営業収益	営業費用	営業利益 又は損失	当期純利益 又は純損失	当期超過利潤累積額又は累積欠損額	一定水準額	一定水準 超過額	乖離率(%)
大多喜ガス	5,200,430	5,058,993	141,437	102,533	▲ 437,314	958,270	0	-
野田ガス	970,718	950,999	19,719	13,934	▲ 117,513	282,200	0	-
京和ガス	1,086,658	1,126,250	▲ 39,592	▲ 24,179	▲ 228,749	376,525	0	-
秦野瓦斯	648,070	643,621	4,449	15,217	▲ 90,193	226,200	0	-
厚木瓦斯	2,311,307	2,208,900	102,407	83,345	▲ 203,864	1,020,583	0	-
湯河原瓦斯	126,060	120,632	5,428	1,159	▲ 30,148	38,005	0	-
新発田ガス	3,289,863	1,920,000	1,369,863	994,093	1,251,481	449,636	801,845	-
越後天然ガス	1,279,960	1,235,538	44,422	46,245	▲ 95,033	305,352	0	-
吉田瓦斯	829,400	711,702	117,697	85,813	80,653	212,927	0	-
松本ガス	2,581,701	2,358,696	223,005	175,123	287,077	275,610	11,467	-
諏訪瓦斯	995,269	899,653	95,616	▲ 41,785	▲ 214,323	221,340	0	-
静岡ガス	14,136,272	12,187,015	1,949,256	1,607,681	408,155	3,885,987	0	-
熱海瓦斯	807,468	685,285	122,183	93,501	98,597	320,200	0	-
御殿場ガス	162,547	142,025	20,522	15,323	10,392	31,200	0	-
島田瓦斯	263,344	307,914	▲ 44,570	▲ 54,647	▲ 97,508	83,284	0	-
中遠ガス	342,557	274,427	68,129	51,141	49,058	96,600	0	-
袋井ガス	194,887	173,875	21,011	15,863	8,564	90,200	0	-

２０１８年度託送収支の結果について

（単位：千円）

事業者名	営業収益	営業費用	営業利益 又は損失	当期純利益 又は純損失	当期超過利潤累積額又は累積欠損額	一定水準額	一定水準 超過額	乖離率(%)
南富士パイプライン	1,325,070	1,098,207	226,862	142,089	▲ 527,726	65,427	0	-
ガスネットワーク吉田	163,261	175,201	▲ 11,940	▲ 12,195	▲ 22,286	2,442	0	-
伊奈都市ガス	49,758	45,721	4,037	2,897	▲ 3,697	12,643	0	-
堀川産業	398,343	593,173	▲ 194,830	▲ 202,173	▲ 352,407	153,159	0	-

２０１８年度託送収支の結果について

（単位：千円）

事業者名	営業収益	営業費用	営業利益又は損失	当期純利益又は純損失	当期超過利潤累積額又は累積欠損額	一定水準額	一定水準超過額	乖離率(%)
5．中部局所管								
（1）4月1日を始期とする事業年度の事業者								
中部電力								
中部電力（知多地区）	＊＊＊	＊＊＊	▲ 62,455	▲ 65,443	▲ 61,397	191,394	0	-
中部電力（四日市コンビナート地区）	＊＊＊	＊＊＊	152,895	147,857	▲ 63	24,273	0	-
中部電力（北勢地区）	＊＊＊	＊＊＊	＊＊＊	＊＊＊	＊＊＊	＊＊＊	＊＊＊	-
（2）4月1日をまたぐ事業年度の事業者								
犬山ガス	620,760	520,569	100,191	68,001	54,466	130,740	0	-
津島ガス	220,574	201,350	19,224	12,267	▲ 8,589	62,434	0	-
大垣ガス	1,207,914	1,002,949	204,965	149,447	52,542	593,425	0	-
中部ガス	12,141,107	11,149,715	991,392	835,718	▲ 620,927	2,461,600	0	-

※「＊＊＊」：ガス事業託送供給収支計算規則第9条及び第11条の規定により公表されていない。

２０１８年度託送収支の結果について

（単位：千円）

事業者名	営業収益	営業費用	営業利益 又は損失	当期純利益 又は純損失	当期超過利潤累積額又は累積欠損額	一定水準額	一定水準 超過額	乖離率(%)
６．北陸支局所管								
（１）4月1日をまたぐ事業年度の事業者								
日本海ガス	5,107,523	5,004,867	102,656	104,880	▲ 288,611	1,825,417	0	-
高岡ガス	413,038	487,836	▲ 74,798	▲ 70,588	▲ 113,817	95,643	0	-

２０１８年度託送収支の結果について

（単位：千円）

事業者名	営業収益	営業費用	営業利益 又は損失	当期純利益 又は純損失	当期超過利潤累積額又は累積欠損額	一定水準額	一定水準 超過額	乖離率(%)
7．近畿局所管								
（1）4月1日を始期とする事業年度の事業者								
河内長野ガス	700,852	716,671	▲ 15,819	▲ 40,569	▲ 68,515	152,953	0	-
大武	110,384	103,074	7,310	5,117	▲ 10,338	56,674	0	-
甲賀協同ガス	70,747	70,934	▲ 187	▲ 3,898	▲ 16,398	19,867	0	-
大津市	3,410,469	3,233,017	177,452	216,061	36,665	926,600	0	-
（2）4月1日をまたぐ事業年度の事業者								
桜井ガス	270,634	266,964	3,670	▲ 8,908	▲ 42,610	87,042	0	-
伊丹産業	184,356	204,077	▲ 19,721	▲ 25,056	▲ 79,503	68,800	0	-
大和ガス	2,527,244	2,417,570	109,674	161,755	▲ 72,945	597,101	0	-

２０１８年度託送収支の結果について

（単位：千円）

事業者名	営業収益	営業費用	営業利益 又は損失	当期純利益 又は純損失	当期超過利潤累積額又は累積欠損額	一定水準額	一定水準 超過額	乖離率(%)
８．中国局所管								
（１）4月1日を始期とする事業年度の事業者								
水島瓦斯	731,556	743,949	▲ 12,393	▲ 7,279	▲ 93,016	183,157	0	-
広島ガス	13,233,035	11,588,910	1,644,124	2,015,694	934,889	4,167,574	0	-
瀬戸内パイプライン	＊＊＊	362,104	235,814	181,701	72,533	181,517	0	-
水島エルエヌジー	140,707	369,656	▲ 228,949	▲ 286,795	▲ 840,679	121,874	0	-
（２）4月1日をまたぐ事業年度の事業者								
岡山ガス	4,919,273	4,480,137	439,136	398,248	▲ 189,718	1,633,005	0	-
福山瓦斯	2,426,097	2,062,782	363,315	273,409	63,058	484,291	0	-
山口合同ガス	7,075,384	6,222,185	853,199	677,034	▲ 122,915	3,836,269	0	-

※「＊＊＊」：ガス事業託送供給収支計算規則第9条及び第11条の規定により公表されていない。

２０１８年度託送収支の結果について

（単位：千円）

事業者名	営業収益	営業費用	営業利益 又は損失	当期純利益 又は純損失	当期超過利潤累積額又は累積欠損額	一定水準額	一定水準 超過額	乖離率(%)
１０．九州局所管								
（1）4月1日を始期とする事業年度の事業者								
大牟田ガス	313,544	353,632	▲ 40,088	▲ 44,518	▲ 174,131	27,682	0	-
筑紫ガス	1,039,486	1,004,800	34,686	50,958	126,520	401,033	0	-
久留米ガス	1,054,677	1,003,359	51,318	52,202	▲ 1,844	179,030	0	-
高松ガス	37,006	40,121	▲ 3,115	▲ 3,148	▲ 5,989	0	0	-
鳥栖ガス	398,570	396,681	1,889	8,186	▲ 18,074	129,260	0	-
佐賀ガス	877,049	880,626	▲ 3,577	▲ 15,111	▲ 102,634	239,903	0	-
九州ガス	1,216,703	1,031,572	185,131	175,401	76,586	244,120	0	-
大分ガス	2,151,740	2,174,488	▲ 22,748	▲ 176,202	▲ 322,622	758,119	0	-
宮崎ガス	1,801,448	1,737,323	64,125	56,123	206,837	531,247	0	-
日本ガス	3,226,120	2,947,147	278,973	350,128	46,619	761,772	0	-
加治木ガス	147,365	212,521	▲ 65,157	▲ 65,157	▲ 89,286	10,505	0	-
国分隼人ガス	94,758	107,551	▲ 12,793	▲ 13,398	▲ 45,875	9,944	0	-
筑後ガス圧送	653,064	589,766	63,298	59,058	75,757	75,859	0	-
三愛石油	602,232	552,471	49,761	46,111	16,581	17,577	0	-4.6%
九州ガス圧送	352,231	323,775	28,456	32,649	8,534	111,340	0	-

２０１８年度託送収支の結果について

（単位：千円）

事業者名	営業収益	営業費用	営業利益 又は損失	当期純利益 又は純損失	当期超過利潤累積額又は累積欠損額	一定水準額	一定水準 超過額	乖離率(%)
１１．沖縄局所管								
（1）4月1日をまたぐ事業年度の事業者								
沖縄ガス	1,246,772	1,138,944	107,828	71,208	11,860	482,823	0	-